

●京都府議会2008年12月定例会で日本共産党の山内よし子議員が行なった一般質問と答弁の概要をご紹介します。

山内よし子（日本共産党、京都市南区）2008年12月9日

母子家庭への支援策について

国に対して児童扶養手当の改悪撤回をもとめよ

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に伺います。

最初に母子家庭への支援策について伺います。

母子家庭の置かれている状況は、児童扶養手当の削減や生活保護の母子加算の削減など、福祉施策の後退と、さらに経済状況の悪化の中で、大変厳しさを増しています。社会的弱者である母と子をどのようにして守っていくのか、政治の責任が問われています。

そこで児童扶養手当の削減問題について伺います。

平成18年度の京都府下に於ける児童扶養手当の受給者数は平成10年度と比べて1.5倍にふえて2万人をこえています。この間児童扶養手当の所得制限が改悪され、ハードルが高くなったにもかかわらず、受給者が増えているということは、事態の深刻さを現しています。

平成17年度の本府の調査においても、母子家庭の収入は72.5%が200万円以下であり、まさに児童扶養手当は母と子の命の綱です。ところが国はさらに児童扶養手当を改悪、平成20年4月より受給開始5年間で手当を半額にするとしています。しかし、全国でシングルマザーが「さらに寝る間もなく働かなくてはならないのでしょうか」と児童扶養手当を「削減するな」と声を上げ、京都府下でも児童扶養手当の改悪に反対する署名が7000筆分集められました。そうした中で、政府は「病気や障害があるなど、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がない人についてのみ半額に減額すべき」と事実上の凍結を決めました。

そこで知事に伺います。そもそも母子家庭の収入が一般世帯と比べてきわめて低額であり、児童扶養手当で子どもの教育費を工面している、という母子家庭がほとんどです。国に対して児童扶養手当の改悪を撤回するよう求めるべきと考えますがいかがですか。

生活保護の母子加算の削減問題について

【山内】次に生活保護の母子加算の削減問題です

生活保護の母子加算が削減されたために、母子の生活に大きな影響が出ています。

小学生と中学生の4人の子どもを持つおかあさんは、難病にかかって数ヶ月入院した後は、働くことができません。自宅で内職をしていますが、母子加算が減らされたために、1人で自宅で内職をされているときには、いっさい暖房を使わず、また昼食も「私1人のためには作りません。食べません」とのことでした。

「中学生の子ども2人は吹奏楽部に入っているが、年に1回演奏会に行くのにバス代などで1人5000円負担しなければならぬ。本当にぎりぎりの生活で、これ以上加算が減らされたらクラブ活動もできなくなってしまふ」とのことです。何が一番辛いですかと伺うと、「子どもに好きなものをおなかいっぱい食べさせてやれないこと」と語っておられました。

昨年9月議会で知事は母子加算の削減に反対するよう求めるわが党の上原議員の質問に「最近国の動きは財政的な背景が多い」と指摘され、「最後のセーフティネットとし十分機能するように配慮することを

繰り返し国に要請している」と答弁されました。しかし母子加算の廃止を撤回するよう、求めておられるのですか。生活保護の母子加算の削減を撤回し、復活するよう国に強く要望していただきたいと思いますがいかがですか。

母子世帯の心に寄り添った京都府の相談・支援体制の拡充を

【山内】次に本府の支援策について伺います。

第一に相談体制について伺います。夫の暴力で地方から逃げてこられたBさんは、2人の子どもをつれた、日に焼けた、ほがらかでたくましいお母さんでした。仕事も住居もなかったので生活保護を受けて住居を確保したいと思い婦人相談所に相談されましたが、「病気でもないのに生活保護は受けられない」と仕事を探すように言われました。困り果てて私のもとに相談にこられました。健康でも生活保護が受けられることをお話しし、私も一緒に保護申請に付き添い生活保護が受けられるようになって住居も確保することができました。すぐに仕事も見つけて働き出しましたが、病院で受診すると全身の状況が悪く、すぐに入院されたのです。このようにぎりぎりの状態で母子世帯となった方々の心に寄り添った相談と支援を総合的に行なうことが必要です。

本府の母子家庭の相談体制は、現在おもに自立支援、就労支援が中心です。

しかし実際に自立支援といっても、福祉制度も利用して生活の基盤を整え、借金があれば整理する必要も出てきます。病気を治し、また精神的な不安や子育ての不安にも対応する必要があります。

2010年には家庭総合支援センターが開設されます。センターでは母子家庭の相談にも十分に対応し、弁護士会や市町村と連携して住宅の確保や生活保護を含む福祉施策がしっかりと利用できるような人的体制をとる必要があると考えますがいかがですか。

第2に住居の確保についてです。

離婚した方の多くが困るのが住む場所の問題です。

「自立しようとしても民間は家賃が高く、府営・市営住宅の優先入居制度はあるものの、なかなか入れない。数を増やすとか民間の住宅を安く借りられたらと思う」これは本府の調査のなかで記された生の声です。また困りごとの中で住居と答えている方が5人に1人で、児童扶養手当の見直しや、経済的援助の項目と並んで、公営住宅の優先入居や住宅費の助成を求める声が多く見られます。

府営住宅の優先入居の枠を確保し、さらに府営住宅の建設を推進するとともに、民間住宅への家賃補助なども含めて、住まいの確保へ支援を強めるべきと考えますがいかがですか。

第3に就労支援についてです。

本府の調査でも母子家庭の方々の方々の83%の方は働いておられます。しかしそのうちの約半数近い方が派遣や、パート、アルバイトで常勤雇用は30%にすぎません。

就職相談については本府の、北部と南部に母子家庭自立支援センターが設置されており、その運営を京都府母子寡婦連合会に委託しています。本府に設置されている自立支援センターは、年間約1000人の方が利用されていますが、今年半年間で95名の就職につないでいるとはいえ、なかなか正社員になることも難しい状況です。

今大切なことは生活支援を後退させることなく、お母さん方の「専門的技術を身に着けて働きたい」「社会参加したい」という気持ちにこたえる就労支援を行なっていくことではないでしょうか。

センターを運営している、母子寡婦連合会の会長さんにお話を伺いましたが「相談者も相談員も本当に真剣です。生活がかかっているのですから」とおっしゃいました。そして母子家庭の自立にとって高度な職業能力や、技術を身につけることの必要性を教えていただきました。

現在、母子家庭のお母さんが看護師や介護福祉士などの資格を取得するため、2年以上養成機関で学ぶ場合、最後の3分の1に相当する期間、月額10万3000円を支給する、高等技能訓練促進事業が国の制度として行なわれています。本府では利用者が年平均15名にとどまっていますが、もっと実態に即した制度

に改善する必要があると考えます。そもそも、養成期間の最後の3分の1しか支援しないのでは、経済的に困窮している母子世帯は利用できません。国に対して養成期間1年目から高等技能訓練促進費を支給するよう、改善を求めるべきと考えますがいかがですか。

また同じく、受講料の4割で20万円を限度に訓練費用を支給する自立教育訓練給付金は、昨年10月から利用する人については受講料の2割で10万円の限度額に引き下げられています。ホームヘルパーの1級の資格を取ろうと思えばだいたい15万円以上の受講料が必要です。4割支給であれば自己負担は9万円でしたが2割支給になったために12万円も負担しなければなりません。

安定した収入を得たいと願う母親は多く、そのためにも資格や技術の取得は切実な願いです。自立教育訓練給付金について支給割合と支給限度額の引き上げを国に求めるべきと考えますがいかがですか。

【知事】母子家庭対策について、京都府が実施した実態調査においても、母子家庭は経済、養育等様々な課題を抱えており、児童扶養手当や母子家庭奨学金等経済的援助に加え、自立にむけた就労支援や子育て支援等、総合的対策を進めている。こうした中で、母子家庭の相談に適切に対応するために、各保健所にご指摘のように母子自立支援員を配置し、市町村とも連携する中で、子育て、就学や経済的問題等、生活に密着した相談に応じています。また、母子家庭等自立支援センターを昨年度から京都ジョブパークに移転させ、ハローワークと連携した、一人ひとりに応じた就労相談に取り組んでおり、今年度も既に140人を超える方々に新たな就労をお世話することができたなど、一定の成果を上げている。

家庭支援総合センターは、仮称ですが、こうした体制の上に、母子家庭に至る大きな要因となるドメスティックバイオレンスの相談や支援を行なう婦人相談所や母子生活支援施設、子どものしつけ等の相談に応じる児童相談所の機能を融合させることにより、従来の体制ではできなかった家庭全体の問題を専門的な立場から多角的に対応できる総合相談機関として設置していきたいと考えている。今後は、家庭支援総合センターが相談の中核組織となり、市町村、保健所、京都ジョブパーク、民生児童委員等、母子家庭にかかる関係機関との連携を図ることにより、相談支援のネットワークの強化を図り、母子家庭の総合的な相談体制の充実につとめていきたい。

【健康福祉部長】児童扶養手当については、国においてはこの間、所得段階に応じた支給額の設定や、5年以上の受給者に対する一部支給停止措置などが行なわれてきたが、京都府においては、これまでから機会あるごとに、母子家庭の実態をふまえた制度の充実と運用を要請してきた。こうした中、本年4月からの一部停止措置は実質上凍結されたところであり、市町村とも連携して対象者に対するきめ細かな周知説明を行い、ほとんどの方が引き続き受給されている状況にある。今後とも国に対し、公的年金との併給緩和や所得制限額の引き上げ等、児童扶養手当制度の充実を図るよう要請していきたいと考えている。

生活保護については、最後のセーフティネットとして機能するよう、財政的観点だけでなく、受給者の実情をふまえた制度となるよう予算要望をはじめ機会あるごとに国へ要請してきたところであり、今後ともこの観点から国に働きかけていきたい。

府営住宅については、一般入居募集とは別に、母子家庭等を対象とした優先入居枠を設けているところであり、今後とも応募ニーズをふまえ対応していくこととしている。また、府営住宅の整備については、京都府住生活基本計画において必要な供給目標量を定めて推進しているところであり、民間賃貸住宅については、この計画に基づき、利用者本位の視点で、的確な住宅情報の提供等、民間事業者への誘導を推進している。

高等技能訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金ですが、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金等と併せ、有効に活用して頂けるよう支援していますが、国に対し、制度の改善など母子家庭の自立支援にむけ引き続き要望していく。

【山内】家庭支援総合センターについては、検討中だと思うが、ぜひ人の配置、体制強化ということはしっかりとして頂きたいと思います。現在の体制を統合するだけでなく、部局横断的に動ける人、そういう人的配置を要望しておく。

母子加算の削減の撤廃、児童扶養手当の改悪の撤回については知事の答弁を求めていますので、もう一度伺います。児童扶養手当の改悪は、凍結されているが、凍結はいつ解凍してくるかわからない。その点では、就労意欲がないとみなされると半額にされる。今でも、手当が改悪されて、子ども一人を育てている場合、4万1720円が全額支給されるのは給与収入が130万円以下の人。月額10万3800円以下の人だけです。現在でも大変不十分だということですが、これをさらに改悪する。凍結されているが改悪されているので、改悪を撤回するようにぜひ求めて頂きたい。知事の答弁をお願いします。

母子加算の削減の問題ですが、実態をふまえた運用となるよう国に要望しているということですが、母子家庭の実態は母子加算を削減されたために特に中高生くらいになると、食べる量も増えてくるし、衣類や靴の痛みも激しい。「靴が破れても新しい靴をかってやることができない」ということで、本当に削減前も大変だったけれども、非常にお母さん方はいろいろ工夫をされて、パンの耳を油であげて砂糖をまぶしておやつにするとかやっておられるが、母子加算の削減でその努力も限界を超えている。母子加算の削減を復活するようにぜひ要望して頂きたい。実態をふまえた運用と言われるのなら復活を要望して頂きたい。

再質問は、知事に児童扶養手当の改悪について撤回するよう求めて頂きたいと思いますが、ぜひ答弁をお願いします。

【健康福祉部長】 児童扶養手当について、先ほどもお答えしたとおり、ほとんどの方は受給されているわけですが、単に運用でされているわけではなく、関係政省令によって今回の措置が講じられている。

生活保護については、先ほどもお答えしたとおり、財政的観点だけでなく、受給者の実態をふまえた制度となるよう繰り返し国へ要望しているところです。

【山内】 知事のご答弁を頂けなかったのは大変残念ですが、本当に、今、「弱い者いじめはやめてほしい」これが多くの府民の声です。ぜひとも国に対してしっかりと改悪を撤回するよう要望します。

原爆被爆者の援護施策について

【山内】 次に原爆被爆者対策について伺います。

広島・長崎に原爆が投下され63年が過ぎました。「核兵器のない世界」を求める運動は大きく広がり、毎年開催される原水爆禁止世界大会に、京都からも多くの代表が参加しています。京都の原水爆被災者懇談会も被爆者援護施策の充実と本府の平和に向けた取り組みの充実を求めて、毎年知事に要望活動を行なっています。

わが党議員団も先日、京都原水爆被災者懇談会と懇談を行ない、被爆者の方々や御遺族の思いを聞かせていただいたところです。被爆者の高齢化は進み、被爆者援護施策の充実と原爆症認定問題の解決はまったなしです。

現在被爆者手帳を持っておられる方は、2007年度末で約24万人ですが、原爆症の認定を受けている方は、約2200人と1%にも満たないのです。これは、これまで使用されてきた認定基準が古く、被爆の実態を反映しておらず、また近年の科学的根拠に基づくものとなっていないためです。

全国で行なわれている原爆症認定集団訴訟においては繰り返し被爆の実態に合わない認定制度の誤りが厳しく指摘されてきました。運動の広がりや裁判の結果を受け、ようやく今年4月から認定基準が緩和され、「新認定基準」による被爆者認定が始まりました。

南区にお住まいだった故大坪あきらは、原爆投下の翌日に広島市に入り19日間、救援活動に従事されました。その後高熱や倦怠感、内臓疾患で入院を繰り返し、2004年に白血病の前症状である、骨髄異形成症候群と診断されました。その後2005年に原爆症の認定申請をされました。命にかかわる病気になって始めて認定申請を決意されたのです。しかし申請してわずか5ヶ月で他界され、その後却下の通知が届きました。奥さんが、夫あきらの遺志を受け継いで提訴されるなか、今年の5月ようやく、新しい認定基準が適用され、原爆症と認定されたのです。

このように多くの闘いの中、基準緩和で認定者は若干増えたものの、いまだに被爆者を一定の病気と距離や時間であらたに線引きをするため、また認定体制も不十分なため、多くの方が未認定になっています。

新認定基準では積極認定にならなかった小高美代子さんも、裁判に訴えて6年、ようやく今年5月、大阪高等裁判所で原爆症と認定されました。

被爆者は高齢化し、原爆症認定問題の解決に猶予はありません。全国では認定申請している被爆者のうち本年10月末現在で7500人以上の被爆者の認定が放置されたままです。京都でもこの3年間で71名の方が申請し、8名の方が認定されていますが、残る63名の方の一刻も早い認定が望まれます。

そこで伺います。被爆者を一定の病気と距離や時間で線引きすることをやめ、被爆者の実態に合わない「新認定基準」を抜本的に見直すとともに認定審査体制を強化するなど、原爆症認定の早期全面解決を国に求めるべきと考えますがいかがですか。

また、被爆者援護法はこれまで日本国内の居住者にしか適用されず、海外に居住する被爆者は、被爆者手帳を取得したり、医療の給付を受けようとするときは、日本に渡航・居住して都道府県知事に申請しなければなりません。しかし、本年6月の改正により、海外でも申請ができるようになりました。しかし、被爆二世、三世を被爆者援護法の対象からははずす等しており、いまだに多くの不備があります。

被爆者援護法を国家補償にもとづく法律とし、また被爆二世、三世も対象としたものにするなど、被爆者援護法を改正するよう、強く国に働きかけるべきと考えますがいかがですか。

被爆者やその子どもの健診のための交通費・医療費負担軽減のために本府の支援を

【山内】次に被爆者の実態に寄り添った今日的な本府の支援について伺います。

1つ目は被爆者手帳の問題です。長年原爆の被害に苦しみ、そして残念ながら亡くなられたときには、被爆者手帳を返還しなければなりません。63年前に原爆が投下され、その年の内に22万人の方々なくなりました。「被爆者手帳はそのときになくなられた方々の分まで生きてきた証であり、被爆した証です。だから返還したくないのです」と御遺族の方が語られました。さらには返還することによって被爆二世の証明が困難になったり、また被爆二世の健康診断に手帳の記載事項も必要となります。

希望する方には被爆者手帳を返還しなくてもよいように検討すべきと考えますがいかがですか。

2つ目は被爆者の健診時の交通費負担についてです。

現在被爆者の一般健診や人間ドッグを受診するときに、交通費が支給されますが、タクシー代や急行・特急料金については支給されません。

85歳の丹後に住んでおられる被爆者は、年2回の一般健診は舞鶴市の日赤まで通っておられます。行きはバスの便も少なく、タクシー代も出ないため、西舞鶴駅から40分かけて歩いて病院に行き、帰りは駅まで病院の送迎バスを利用しています。それでも自宅と網野駅の間はタクシーを利用しなければならず、片道1000円もかかり、大きな負担となっています。厚生労働省の調査では平成19年度末の被爆者の平均年齢は75.1歳です。高齢化した被爆者が安心して健診を受けられるようにする必要があります。

国に対して交通費の補助の増額を求めると同時に、本府としてもタクシーが必要な被爆者に対して、京都市などが障害者に交付しているタクシーチケットの交付なども含め、交通費負担の軽減について検討していただきたいと思いますがいかがですか。

3つ目に被爆者の子どもの支援の問題です。

被爆者は御自身の健康不安と同時に、子どもたちの健康への影響が出ないかどうか、大変不安な思いを持っておられます。現在、被爆者の子どもへの支援としては健康診断のみです。

しかし東京都では、被爆者の子どもの医療費について、健康管理手当ての対象疾病で6ヶ月以上の治療を要する場合、医療費の自己負担分を補助しています。神奈川県でも「被爆者のこども健康診断受診証」を発行し、東京と同様に医療費の自己負担分を支給しています。

本府としても被爆者とその子どもが安心して医療にかかれるようにするため、被爆者の子どもに対する医

療費の自己負担を軽減する措置をとられるように求めますがいかがですか。

【健康福祉部長】 原爆被爆者対策について、京都府においては、従来から、被爆者救済の立場にたって、迅速な手帳の交付、人間ドックや見舞金制度等、府独自の取り組みを実施する一方、こうした立場から関係府県とも連携し、国に対し被爆者対策の充実を求めてきた。国においても、原爆症認定基準の改善と、これに対応する審査体制の整備を図るとともに、在外被爆者にかかる手帳申請の簡素化等が進められつつあるが、関係者からは、さらなる対策の充実を求める声をお聞きしている。京都府としては、被爆者の高齢化という実態をふまえ、引き続き国に対し、運用も含めた認定基準の改善や審査の迅速化、さらに被爆二世、三世である子や孫への対応については、健康診断や医療も含め、被爆影響に関する調査研究の推進とその結果に基づく施策の充実など、被爆者援護法の理念に基づき、国の責任において総合的な被爆者対策を推進されるよう要望していきたい。

手帳については、被爆者本人限りのものであり、亡くなられた場合には、返還をして頂く必要がありますが、二世の方が、例えば健康診断を受診される場合には、被爆者台帳の活用により、ご不便をおかけしないように対応させて頂いている。

被爆者の健康診断時の交通費については、できるだけ身近な地域で受診して頂けるよう、医療機関を確保する中で、一般健康診断や人間ドックの受診の際に支給している。国基準を超える交通費に対しては府独自の上積み措置も行ない負担の軽減も図っている。

【山内】 国に要望して頂いているということでしたが、国は、認定問題の早期解決について、河村官房長官は、就任の記者会見で「一挙に解決の時」と言いながら、裁判で次々と控訴しておられる。大阪地裁は7月18日に原爆症認定近畿集団訴訟第二次グループについて、新たに4人を原爆症とする判決を出しましたが、それも控訴した。それから、札幌地裁でも原爆症認定の判決がでたけれども10月3日に国が控訴しているということで、兵庫県、大阪府、京都府、三重県の4府県で約50人の被爆者が認定申請を行っているのに結果が出ないことについて、国の不作為にあたるとして異議申し立てを行なっておられます。「生きているうちに解決してほしい」というのが被爆者の願いです。ぜひとも国に強く要望して頂きたいと思いません。

健診時の交通費負担ですが、健診が始まった当時と比べて、今、ずいぶん状況が変わっていて、被爆者の方々の高齢化が進んでいます。京都市では地下鉄やバスの運賃の減免制度をつくっていますが、年に3回の健診をしっかりと受けて頂くためにも、実態を把握して頂いて、ぜひ検討して頂きたいと思えます。

被爆者手帳の問題ですが、被爆者手帳を何故返してほしいのかということでは、私が質問の中で言いましたのは、これは被爆者として生きてきた証であるということで、やはり手元に置いておきたいという願いがあるわけです。大阪府が既に厚生労働省と協議をして、手帳は返還しなくてもよいという措置をとっておられます。希望があるわけですから、ぜひ、厚生労働省と協議をして頂いて検討して頂きたいと思えます。時間がないので要望して、今後、被爆者の方々の生の声も十分に聞いて頂いて、心の通うあたたかい援護行政をして頂くよう要望して終わります。